

国際部規程

平成 9 年 5 月 23 日理事会制定
平成 10 年 5 月理事会暫定試行案承認
平成 12 年 5 月 16 日理事会変更
平成 15 年 3 月 18 日理事会変更
平成 19 年 9 月 27 日理事会変更
平成 22 年 3 月 19 日理事会変更
平成 24 年 1 月 27 日理事会変更
令和 5 年 7 月 27 日理事会変更

(目的)

第1条 この規程は国際部の業務、組織、運営等について定めることを目的とする。

(国際部の業務)

第2条 国際部は、公益社団法人地盤工学会規則第 21 条に示す事項を掌り、次の業務を行う。

- (1) 国際地盤工学会（以下、「ISSMGE」という。）に関する事項。
- (2) 国際地盤工学会議、国際地盤工学会アジア地域会議への提出論文の審査。
- (3) ISSMGE の Technical Committee（以下、「TC」という。）およびアジア地域 TC の設立企画。
- (4) 地盤工学会が主催して、日本国内で開催する International Symposium もしくは International Conference（国際地盤工学会議、国際地盤工学会アジア地域会議、を除く）（以下、「IS」という。）、外国人講演会等の企画および運営に関する事項。
- (5) ISSMGE 所属の他学会との共催セミナー、アジア地域若手地盤工学会者会議（以下、「アジア地域 YGEC」という。）等の技術移転および国際協力に関する事項。
- (6) 国際会議若手優秀論文賞の選定に関する事項。
- (7) 外国人への楯の贈呈の承認に関する事項。
- (8) 地盤工学会外国人名誉会員の推薦に関する事項。
- (9) 外国における地盤工学セミナー等の協賛に関する事項。
- (10) その他、国際関連重要事項。

(国際部の運営)

第3条 国際部の運営は、定期的で開催する国際部会（以下、「部会」という。）の決定により、これを行う。ただし、緊急を要する事項の処理は、国際部長の判断により決定し、部会にその経緯および結果を報告しなければならない。

(部会の構成)

第4条 部会は国際部長が主宰し、国際部部員（以下、「部員」という。）10 名程度をもって構成し、事務局はこれを補佐する。

(国際部長、部員の任務)

第5条 国際部長は The Japanese Geotechnical Society（以下、「JGS」という。）Secretary 職を兼任し、国際部全体を統括する。

2.部員は次の 4 分野を分担する。

- (1) ISSMGE の対応。

- (2) ISSMGE TC、アジア地域 TC の設立企画、IS の企画調整。
- (3) 行事企画等（技術移転・技術研修、外国人講演会、ワークショップ、共催セミナー、アジア地域 YGEC）。
- (4) 広報（国際活動の意義の宣伝、国際会員増加方策、情報サービス）。

（部員の選出）

第6条 部員のうち、5名程度は第5条で示した各分野の主任、他の5名程度はその補佐任務を遂行することが期待される見識、経験、年齢を考慮して選出する。

（部員の任期）

第7条 部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、格別な事情のある場合を除き、再任の限度は3年とする。また、部員が交代する場合は、原則として同一機関からの選出を避ける。
2.部員は会長がこれを委嘱する。

（部会の開催）

第8条 部会は、国際部長が招集し、原則として隔月に1回開催する。

（各種委員会の設置）

第9条 国際部には必要に応じIS実行委員会、TC国内委員会等を、理事会の承認を得て設置する。

（規程の変更）

第10条 この規程の変更は、部会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

（補則）

第11条 この規程のほか、国際部の運営上必要な細則・内規等は別に定める。

（付則）

第12条 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。